

高島町告示第149号

令和8年度高島町町内企業・小規模事業所エネルギー高騰対策支援金交付要綱を次のように定める。

令和8年4月20日

高島町長 高梨 忠博

令和8年度高島町町内企業・小規模事業所エネルギー高騰対策支援金交付要綱
(趣旨)

第1条 この要綱は、エネルギー価格高騰等の影響により、エネルギー経費が増大し、経営に大きな影響を受けている町内企業及び小規模事業所に対して、影響緩和を図るとともに、事業の継続を可能とする支援において、予算の範囲内で交付する高島町町内企業・小規模事業所エネルギー高騰対策支援金（以下「支援金」という。）に関し、高島町補助金等の適正化に関する規則（昭和44年12月規則第18号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱における用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 町内企業 町内に本社又は主たる工場を有する大企業、中小企業をいう。
- (2) 大企業 中小企業信用保険法（昭和25年法律第264号）第2条第1項第1号に規定する企業以外の企業をいう。
- (3) 中小企業 中小企業信用保険法第2条第1項第1号に規定する企業をいう。
- (4) 小規模事業所 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第5項に規定する小規模企業者をいう。

(交付対象者)

第3条 支援金の交付対象となる者（以下「交付対象者」という。）は、別表第1の1交付対象者の項に掲げる者とする。ただし、別表第1の2交付対象外の者は除くものとする。

(不交付要件)

第4条 前条の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者に対しては、支援金を支給しない。

- (1) 次のいずれかに該当する者

ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2

条第6号の暴力団員若しくは暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）がその事業活動を支配するもの又は暴力団員等をその業務に従事させ、若しくは当該業務の補助者として使用するおそれのあるもの

イ 法人でその役員のうちアに該当する者のあるもの

(2) 未納となっている町税がある者

(支援対象経費)

第5条 支援対象経費は、支援金の支給額の算定に当たって対象となるエネルギー経費とし、別表第2に掲げるものとする。ただし、別表第3に掲げる経費は支援対象経費としない。

(支援金の額)

第6条 支援金の額は、別表第1の3支援金の額の項に掲げる額とする。

(交付申請)

第7条 交付対象者は、支援金の交付を受けようとするときは、令和8年6月19日までに高畠町町内企業・小規模事業所エネルギー高騰対策支援金交付申請書（別記様式第1号。以下「交付申請書」という。）により町長に申請しなければならない。

2 前項の申請に当たっては、次に掲げる書類を添付するものとする。

(1) エネルギー経費（月別使用額）明細書（別記様式第2号）

(2) 直近の確定申告書の写し又は決算書の写し

(3) 振込口座報告届（別記様式第3号）

(4) その他町長が必要と認める書類

3 交付対象者は、別表第1に規定する支援金加算額の交付を受けようとするときは、やまがたスマイル企業認定に係る認定日と認定期間が把握できる書類を添付するものとする。

(交付決定)

第8条 町長は、前条の規定により支援金の交付申請があったときは、その内容を審査し、適正と認めるときは、支援金の交付決定を行い、交付対象者に通知するものとする。

(実績報告)

第9条 町長は、第7条第1項の交付申請書の提出をもって、規則第14条の規定による実績報告があったものとする。

(額の確定)

第10条 町長は、第8条の規定による交付決定の通知をもって、規則第15条の規定による額の確定を行ったものとする。

(支援金の支払い)

第11条 町長は、第8条による支援金の交付決定を行った場合は、速やかに支援金を支払うものとする。

(交付決定の取消し)

第12条 町長は、支援金の交付を受けた者が次の各号のいずれかに該当する場合は、交付決定を取り消し、支援金の一部又は全部を返還させることができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により支援金の交付を受けたとき。
- (2) 規則又はこの要綱に違反する行為があったとき。
- (3) 支援金の交付の目的に著しく反する行為があったとき。

(支援金の返還)

第13条 支援金の交付を受けた者が、前条の規定による取消しの通知を受けたときは、速やかに支援金を返還しなければならない。

(関係書類の保管)

第14条 支援金の交付を受けた者は、第7条の規定による申請に係る書類を整備し、支援金の交付を受けた年度の翌年度から起算して5年間保管しなければならない。

(補則)

第15条 この要綱の施行に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、告示の日から施行する。

別表第1（第3条、第6条、第7条関係）

<p>1 交付対象者</p>	<p>次の要件を全て満たす企業又は小規模事業所を経営する事業者であること。</p> <p>(1) 申請日（第7条第1項に基づく申請をした日をいう。以下同じ。）時点において、営業をしていること。</p> <p>(2) 令和7年5月から令和8年4月までの任意の1か月間に高畠町内の事業所で使用したエネルギー経費の合計額が前年同月のエネルギー経費の合計額と比較して10%以上増加していること。</p> <p>(3) 今後も事業を継続する意思があること。</p> <p>(4) 町税の未納がないこと。</p> <p>(5) 個人事業主については、前各号の規定に加えて、次に掲げる要件のいずれにも該当するものであること。</p> <p>ア 事業収入を営業等で申告していること。</p> <p>イ 事業収入が他の収入を上回っていること。</p> <p>ウ 健康保険等の被扶養者でないこと。</p>				
<p>2 交付対象外の者</p>	<p>日本標準産業分類に掲げる次の分類は、交付対象としない。</p> <table border="1" data-bbox="512 1249 1406 1832"> <tr> <td data-bbox="512 1249 815 1637"> <p>1 大分類</p> </td> <td data-bbox="815 1249 1406 1637"> <p>A 農林・林業</p> <p>B 漁業</p> <p>J 金融業・保険業</p> <p>P 医療・福祉</p> <p>Q 複合サービス事業</p> <p>S 公務</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="512 1637 815 1832"> <p>2 中分類</p> </td> <td data-bbox="815 1637 1406 1832"> <p>8 1 学校教育</p> <p>9 3 政治・経済・文化団体</p> <p>9 4 宗教</p> </td> </tr> </table>	<p>1 大分類</p>	<p>A 農林・林業</p> <p>B 漁業</p> <p>J 金融業・保険業</p> <p>P 医療・福祉</p> <p>Q 複合サービス事業</p> <p>S 公務</p>	<p>2 中分類</p>	<p>8 1 学校教育</p> <p>9 3 政治・経済・文化団体</p> <p>9 4 宗教</p>
<p>1 大分類</p>	<p>A 農林・林業</p> <p>B 漁業</p> <p>J 金融業・保険業</p> <p>P 医療・福祉</p> <p>Q 複合サービス事業</p> <p>S 公務</p>				
<p>2 中分類</p>	<p>8 1 学校教育</p> <p>9 3 政治・経済・文化団体</p> <p>9 4 宗教</p>				
<p>3 支援金の額</p>	<p>以下の支援額及び支援金加算額の合計額とする。</p> <p>① 令和8年6月1日現在の従業員数に応じた支援額</p>				

従業員数の区分	支援額
1人	10,000円
2人～5人	20,000円
6人～9人	30,000円
10人～19人	50,000円
20人～29人	100,000円
30人～49人	150,000円
50人～99人	300,000円
100人～199人	500,000円
200人～299人	750,000円
300人～399人	1,000,000円
400人以上	2,000,000円

※ 従業員数とは、正規従業員及びパート従業員の合計人数

※ パート従業員とは、申請を行った月の前月の1か月の労働時間が87時間以上であること。

②申請日の時点において、山形県が認定を行う「やまがたスマイル企業」の認定を受けている企業及び小規模事業所であるときは、以下の表の区分による支援金加算額

区分	支援金加算額
スマイル企業	10,000円
ゴールドスマイル企業	30,000円
ダイヤモンドスマイル企業	50,000円

別表第2（第5条関係）

支援対象経費（支援対象のエネルギー経費）

費目		補足
1	ガソリン	<ul style="list-style-type: none"> ・高島町内の事業所において事業の用に供したものであること。 ・エネルギー経費であるガソリンや軽油等の燃料代に関しては、本支援金申請者が給油取扱所等から直接購入したもののみが対象。 ・原則、領収書や振込明細等の宛名と、申請者名（会社名／個人名／屋号）、代表者名のいずれかが一致していること。
2	重油	
3	軽油	
4	灯油	
5	プロパンガス	
6	電気	
7	その他（ ）	
	※事業用の車両・機械等を動かすための燃料に限る。	

別表第3（第5条関係）

支援対象外経費

<ol style="list-style-type: none"> 1. 高島町外の事業所で使用したエネルギー経費 2. 事業用に供したエネルギー経費以外の経費 3. 販売目的に仕入れた燃料等（ガソリン、重油、軽油、灯油、プロパンガス、電気）や製品を製造するための原材料として仕入れた燃料等 4. 混合油、エンジンオイル、カセットボンベ、添加剤等 5. 自社の役員や社員等に対して支払ったもの 6. 明細等で当該経費を判別できないもの 7. 領収書、振込データ、通帳、税理士が確認した経費一覧等、支払いが確認できる書類が提出できないもの
--

令和8年度高島町町内企業・小規模事業所エネルギー高騰対策支援金交付申請書
（兼実績報告書）

高島町長 殿 年 月 日

申請事業者 郵便番号

住所

事業所の名称

代表者の氏名 ⑩

このことについて、標記支援金の交付を受けたいので、裏面の確認事項等について同意のうえ、下記のとおり申請します。

1 申請事業者に関する事項

主たる事業所の名称		業種	
事業所住所	〒 高島町		
申請担当者名			
日中の連絡先	固定電話		FAX
	E-mail		携帯番号

2 エネルギー経費増加率に関する事項 《前年の同月と比較すること》

令和 年 月分(A)	令和 年 月分(B)	増加率 $[\{(B) \div (A)\} - 1] \times 100$
円	円	%

※エネルギー経費明細書（別記様式第2号）より転記してください。

※注）エネルギー経費増加率 10%未満の場合、交付申請はできません。

3 従業員数に関する事項（令和8年6月1日現在）

正規従業員の数	パート従業員の数	従業員数合計
人	人	人

注）「正規従業員の数」の欄には、事業主も含めた人数を記入すること。

注）「正規従業員」とは、週の所定労働時間が40時間。「パート従業員」とは、月の所定労働時間が87時間以上の者であること。（申請月の前月の労働時間数）

4 交付申請の額

① 支援金交付申請額（要綱別表1の3の①より転記）	万円
② 加算額交付申請額（要綱別表1の3の②より転記）	万円
申請する額 ①+②	万円

5 添付書類の確認（下記の項目を確認のうえ、✓を入れてください）

- 直近の確定申告書・決算書の写し
- 支援対象経費の対象月のエネルギー経費が確認できる書類
（領収書写し、経費一覧（別記様式第2号等））
- 口座振替報告書（別記様式第3号）
- 振込先口座が分かる通帳の写し（口座名義（カタカナ）が記載されたページ）
- やまがたスマイル企業の認定日と認定期間が分かる書類
- その他必要と認める書類（ ）

6 支援金振込先金融機関口座

振込先 金融機関	金融機関名		口座の種類 (✓を記入)	<input type="checkbox"/> 普通 <input type="checkbox"/> 当座 <input type="checkbox"/> その他
	支店名		口座番号	
	口座名義	(カタカナ)		

7 高島町税情報の閲覧に係る同意について（✓を記入）

- 私は、本支援金の交付申請にあたり、私（又は法人）に係る町税の課税情報及び納税情報の閲覧について同意いたします。

確 認 事 項

1 確認資料の保管について

本支援金申請に関係する資料につきまして、令和13年度末まで保管してください。

2 その他

(1) 本支援金の交付決定後、次のいずれかに該当する場合は、交付決定を取り消し、支援金の一部又は全額を返還することになります。

- ①偽りその他不正の手段により支援金の交付を受けたとき。
- ②高島町補助金等の適正化に関する規則（昭和44年12月規則第18号）又は高島町町内企業・小規模事業所エネルギー高騰対策支援金交付要綱（令和8年4月告示第149号）に違反する行為があったとき。
- ③支援金の交付の目的に著しく反する行為があったとき。

(2) 次のいずれかに該当する者は交付対象者の対象外となります。

- ①暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6項の暴力団員若しくは暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）がその事業活動を支配するもの又は暴力団員等をその業務に従事させ、若しくは当該業務の補助者として使用するおそれのあるもの。

③ 法人でその役員のうち①に該当する者のあるもの。

(3) 交付申請書に記載された申請者情報につきましては、本件支援金の交付の目的の範囲内において、交付事務に利用します。

事務 処理 欄	申請書受理日	令和 年 月 日	受付者	㊟	備考
	納税状況確認	<input type="checkbox"/> 完納 <input type="checkbox"/> 未納有	確認者	㊟	
	交付決定日	令和 年 月 日	入力	㊟	

エネルギー経費（月別使用額）明細書

1. 事業者情報

事業所名 (屋号等)	フリガナ	法人番号（13桁）※法人の場合									
代表者名											
主たる事業所の所在地	〒										

2. エネルギー経費

令和7年5月から令和8年4月までのうちの任意の1か月間（ア） と その前年同月のエネルギー経費（イ）をそれぞれ記入してください。

エネルギー費目	(イ) 令和 年 (月分)	(ア) 令和 年 (月分)
ガソリン	円	円
重油	円	円
軽油	円	円
灯油	円	円
プロパンガス	円	円
電気	円	円
その他 ()	円	円
合計	(A) 円	(B) 円
増加率 (10%以上であることが必須条件)	$[(B) / (A)] - 1 \times 100$	_____% (小数点以下切捨)

※ 上記の期間のうち任意の1か月間に町内の事業所で事業用に使用したガソリン、重油、軽油、灯油、プロパンガス、電気料金等の領収書等をもとに記載してください。

※ 税理士がエネルギー経費の明細額を確認した場合、エネルギー経費の領収書写し等の添付又は提示は必要ありません。その際は、下記の税理士記載欄に記入してください。

上記のとおり、「1. 事業者情報」に記載した事業者の「2. エネルギー経費」と領収書等とを確認しました。

税理士記載欄 所在地 _____

(税理士) 法人名 _____

税理士名 _____ ⑨ 電話番号 _____

※税理士記載欄を税理士本人が自書した場合は押印の必要はありません。

振込口座報告届

高畠町町内企業・小規模事業所エネルギー高騰対策支援金を下記口座に振り込まれますよう届け出ます。

年 月 日

高畠町長 殿

住 所

事業所の名称

代表者の氏名

金融機関名 及び 支店名	金融機関名								
	支 店 名								
預金種別	普 通 ・ 当 座								
口座番号	左詰め								
フリガナ									
口座名義									

※ 口座名義はスペースの場所がわかるように記載してください。

※ 通帳見開き1ページのコピーを提出してください。